

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大木 哲

大和市条例第3号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年大和市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2、10、国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるものの項に次のように加える。

大和市心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
--

大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
--

大和市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2、22、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるものの項に次のように加える。

大和市心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
--

大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
--

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。